

第14次労働災害防止計画の推進状況

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年計画【令和7年4月作成】

計画の全体目標

- 2027年までに横浜南労働基準監督署管内の労働災害による**死亡者数を3人以下**とする。
- 2027年までに横浜南労働基準監督署管内の労働災害による休業4日以上**の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。（死傷者数723人以下）**

2022年（基準年）：死亡者数5人、死傷者数761人（新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。）

目標達成のための重点事項

【8つの重点対策】

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、建設業、製造業）
労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動）
化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質、石綿、粉じん、騒音、電離放射線）

本計画に基づく取組が確実に実施されるよう、次頁以降に示す重点項目ごとに取組状況に関する「アウトプット指標」と取組により期待される「アウトカム指標」を定め、計画進捗の評価を行い、必要に応じて計画に見直しを行います。

	基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
（初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値）						
死亡災害を2027年までに 3人以下 とする。	5	2027年までに3人以下とする。				
		4人	6人	人	人	人
死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに 5%以上減少 する。	761	753人	745人	738人	730人	723人
		768人	865人	人	人	人

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号、以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

エ 業種別の労働災害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号、以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

オ 労働者の健康確保対策の推進 【アウトプット指標】

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進 【アウトプット指標】

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
転倒災害対策	転倒災害が災害全体に占める割合を26%以下とする	199 人	197 人 227 人	195 人 255 人	192 人 人	190 人 人	187 人 人
		26.1 %	26.1 % 28.8 %	26.1 % 29.4 %	26.0 % %	26.0 % %	25.8 % %
	転倒災害の平均休業見込日数を35日以下とする	43.3 日	41 日 41.7 日	39 日 42.5 日	37 日 日	35 日 日	34 日 日
	休業見込35日未満の受理件数	119 件	155 件	163 件	件	件	件
	休業見込35日以上 of 受理件数	80 件	72 件	92 件	件	件	件
腰痛	社会福祉施設で発生する腰痛災害を災害全体の13%以下とする	16 件 13.4 %	12 件 34.3 %	20 件 16 %	件 %	件 %	件 %
	全業種の腰痛災害発生件数	44 件	35 件	55 件	件	件	件

イ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
高齢労働者（60歳以上）の災害が災害全体に占める割合を26%以下とする		243 人	232 人 245 人	220 人 267 人	209 人 人	198 人 人	187 人 人
		31.9 %	30.8 % 31.1 %	29.5 % 30.8 %	28.3 % %	27.1 % %	25.8 % %

ウ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
外国人労働者の災害を災害全体に占める割合を4%以下とする		29 件	28 件 32 件	28 件 45 件	28 件 件	27 件 件	27 件 件
		3.8 %	3.7 % 4.1 %	3.7 % 5.2 %	3.7 % %	3.7 % %	3.7 % %

エ 業種別の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		基準年 2022年	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
陸上貨物運送事業における死傷災害5%以上減少する（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計）		97 件	96 件 90 件	95 件 102 件	94 件 件	93 件 件	92 件 件
建設業	建設業における死傷災害を5%以上減少する	65 件	64 件 87 件	64 件 65 件	63 件 件	62 件 件	61 件 件
	建設業における死亡災害を0件にする	1 件	0 件 1 件	0 件 1 件	0 件 件	0 件 件	0 件 件
製造業	製造業における死傷災害を5%以上減少する	85 件	84 件 59 件	83 件 84 件	82 件 件	81 件 件	80 件 件
	食料品製造業における死傷災害を5%以上減少する	30 件	29 件 25 件	29 件 33 件	29 件 件	28 件 件	28 件 件
	製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害を5%以上減少する	16 件	16 件 11 件	16 件 12 件	16 件 件	15 件 件	15 件 件

エ 業種別の労働災害防止対策の推進 【アウトカム指標】

		基準年	初年度	2 年目	3 年目	4 年目	最終年度
(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
港湾運送事業における死傷災害 5 %以上減少する		16 件	16 件 22 件	16 件 13 件	16 件 件	15 件 件	15 件 件
第三次産業	小売業における死傷災害 5 %以上減少する	98 件	97 件 107 件	96 件 131 件	95 件 件	94 件 件	93 件 件
	社会福祉施設における死傷災害 5 %以上減少する	119 件	118 件 114 件	117 件 126 件	115 件 件	114 件 件	113 件 件
	飲食業における死傷災害 5 %以上減少する	45 件	44 件 43 件	44 件 47 件	44 件 件	43 件 件	42 件 件
	ビルメンテナンス業における死傷災害 5 %以上減少する	52 件	51 件 46 件	51 件 56 件	50 件 件	50 件 件	49 件 件

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進 【アウトカム指標】

	基準年	初年度	2 年目	3 年目	4 年目	最終年度
(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
有害物との接触、爆発、火災による災害発生件数を 5 % 以上減少する	4 件	2027年までに 5 %減少させる				
		2 件	1 件	件	件	件
熱中症の発生件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少する	6 件	2027年までに13次防機関と比べて減少させる				
		8 件	3 件	件	件	件

神奈川労働局からの御協力をお願い（アンケートに御回答ください。）

労働災害を防止するためには、各事業場において、法令遵守はもとより、転倒災害の防止など各種対策に取り組んでいただくことが、大変重要であることから、神奈川労働局では、労働災害防止対策の実態を把握するためのアンケートを実施させていただいております。

神奈川労働局ホームページの専用ページに、下記アドレス又はQRコードからアクセスいただき、アンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。

また、本件のアンケートは令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に1回だけの御回答をお願いするもので、何度かこのお願いを受け取られた場合でも2回目以降の回答は不要です。

なお、本アンケートの内容は、労働行政推進のために使用し、それ以外の用途には使用しないことを申し添えます。

御不明な点は、神奈川労働局又は労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

本アンケートページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>
アドレスのQRコード

